

消 防 危 第 172 号
令 和 3 年 7 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

屋内給油取扱所の範囲に係る運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する総務省令（令和3年総務省令第71号）が本日公布され、屋内給油取扱所の範囲に係る改正については、公布の日から施行されることとなりました。

本改正により、屋内給油取扱所の範囲については、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とされたことから、この「火災の予防上安全であると認められるもの」についての留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

貴職におかれては、下記事項にご留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 「火災の予防上安全であると認められるもの」について
 - 以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること（別紙①～③参照）。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと（別紙④、⑤参照）。

ア 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1 m以上の隙間が確保されていること。

イ 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

(2) (1) 以外の給油取扱所（建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く。）であっても安全性を確認できる場合があるため、必要な場合は個別に総務省消防庁危険物保安室に相談すること。

2 許可の変更に関する取扱いについて

現に危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第17条第2項の屋内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所のうち、改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第25条の6の規定により屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けたものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。

(1) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号）により手続を行うこと。

(2) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、同通知に規定する「資料による確認を要する変更工事」に準じた手続を行うこと。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

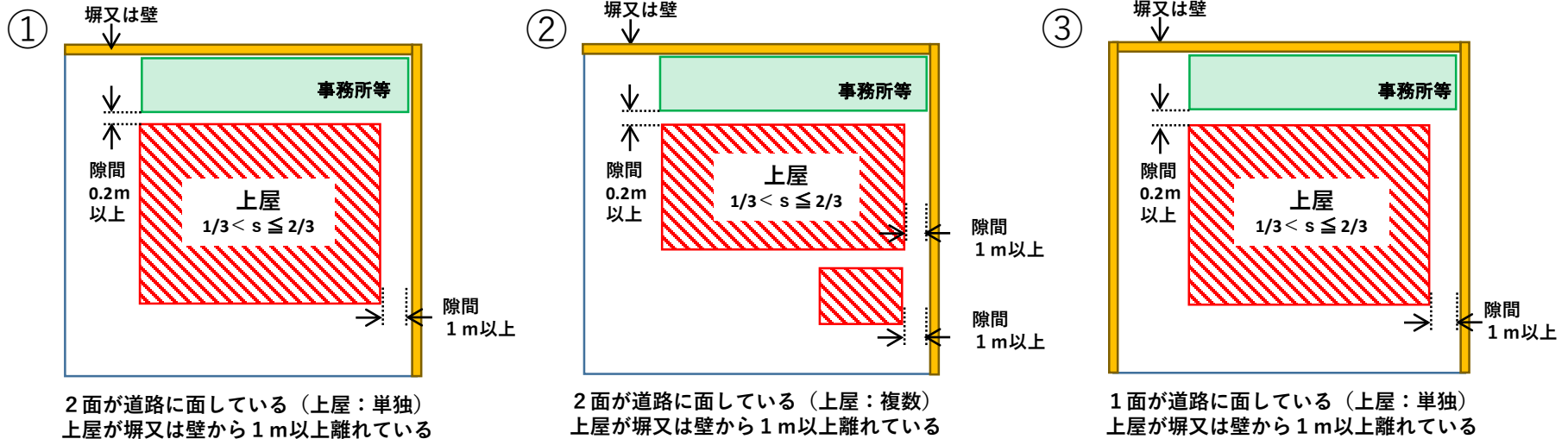
担当：岡田、蔭山、長岡、熊本、高野

TEL 03-5253-7524

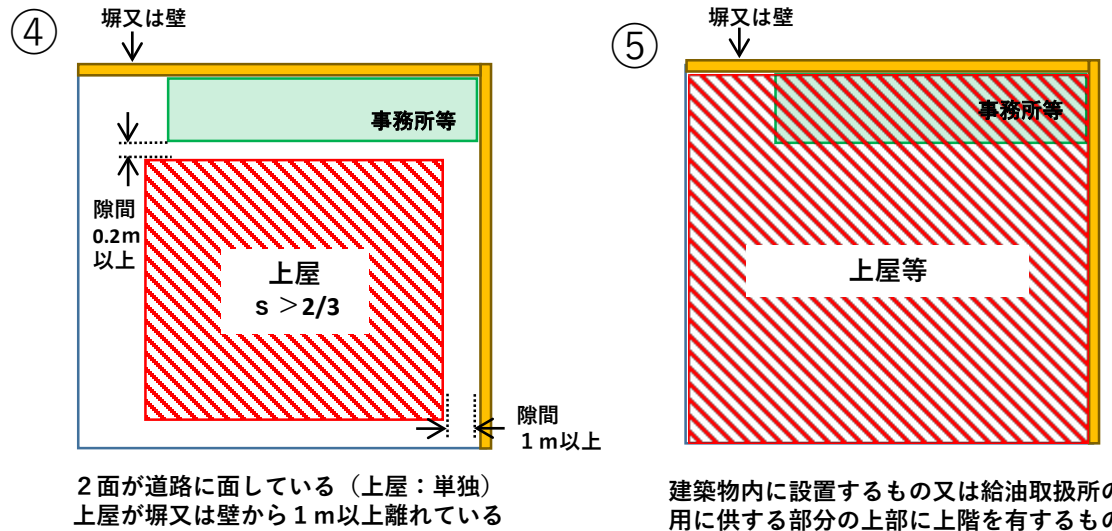
FAX 03-5253-7534

火災の予防上安全であると認められる例・認められない例

【認められる例】

 $1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない


【認められない例】

 $s > 2/3$ 又は 建築物内に設置するもの 又は 給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの


$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$